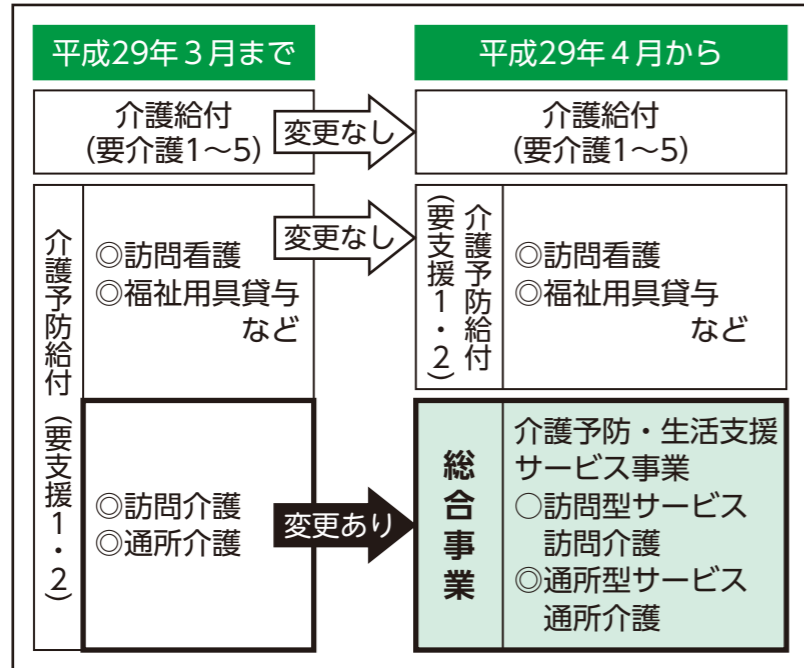


■ これまでとどのように変わるのか



※現行の要支援の人に対する介護予防給付のうち、訪問介護(ホームヘルプサービス)、通所介護(デイサービス)が、総合事業に移行します。



住民主体の活動や介護予防事業を実施しています



◎高堂クラブ「飴売り節」

趣味や活動を通じた社会参加は活力ある生活の源です

住み慣れた金山町で暮らそう
優しさあふれる健康と福祉の町を
めざして

平成29年4月から 『介護予防・日常生活支援総合事業』を始めます！

日本社会が抱える課題

団塊の世代の多くが75歳以上となる平成37年(2025年)。日本社会は、4人に1人が75歳となる「超高齢化社会」を迎えます。ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦のみの世帯そして認知症高齢者が増加していくことが予想されています。

このとき介護や医療の負担と給付のバランスが崩れることで、社会を支える現役世代の負担はもちろん、高齢者自

身の負担も増えることが見込まれるなど、日本の社会が抱える世代を超えた大きな課題となっています。

積極的な介護予防

どれだけ年を重ねても、住み慣れた金山で、いつまでも生き生きと安心して暮らしていくためには、高齢者自身が、社会での「役割」や「生きがい」をもつことが大切です。

これまでは、介護予防とい

うと、足腰を鍛えるといった「身体機能」を回復する訓練に偏りがちでした。総合事業においては、「身体機能」だけでなく、「社会参加」「趣味・活動」の視点を介護予防に取り入れることで、高齢者が地域や社会の中での「役割」を持ちながら、生き生きとした生活を継続できることを目指します。

総合事業とは

総合事業とは端的に言うと、これまで要支援1・2の認定を受けていた方に提供していた予防給付(介護保険料からの給付)を町の事業(介護保険料以外の財源)に移行するもの。

予防給付(要支援1・2の人に対するサービス)のうち介護予防訪問介護(ホームヘルプサービス)、介護予防通所介護(デイサービス)を総合事業に移行し、町の事業(サ

利用手続きが簡素化

介護予防訪問介護や介護予防通所介護のみを利用する方がサービスを利用希望する場合には、健康福祉課窓口で基本チェックリスト(生活機能を確認する質問票)に回答することにより要支援認定を受けずにサービスを継続して利用できるようになります(介護保険の申請が不要となります)。

ただし、住宅改修や通所リハビリ等、介護予防訪問介護や介護予防通所介護以外のサービスを利用する場合は、介護保険の認定が必要です。要介護の方は、今までどおり認定を申請します。

介護保険法の改正により、高齢者の介護予防と日常生活の自立支援に力が注がれた「介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)」が創設されました。

65歳以上のすべての人と、介護保険制度の「要支援1・2」に認定された人が対象となり、要介護状態にならないよう、医療や福祉の関係機関とも連携して、介護予防サービスや各種事業を提供するもので、金山町では平成29年4月から開始します。

本号から3カ月の連載で、総合事業の概要についてお知らせします。

健康福祉課医療介護係
☎52-2111(内線268)